

入札参加時における注意事項について

八潮市の入札及び契約の履行に当たっては、下記の事項を遵守してください。

記

1 関係法令の遵守について

- (1) 関係法令及び八潮市の契約関係諸規則等を遵守すること。(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、建設業法等の関係法令や八潮市契約関係諸規則等に抵触する行為を行ってはならない。)
- (2) 入札参加者は、八潮市契約関係諸規則等をはじめ、八潮市建設工事請負契約約款、八潮市委託契約約款、図面、設計書、仕様書(現場説明及び現場説明に対する質問回答書を含む。)、八潮市競争入札参加者心得、入札公告及び指名通知等の記載事項並びに現場を熟知の上、入札しなければならない。

2 下請工事の発注・施工に当たっての注意事項について

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第22条に規定されている一括下請負行為を行ってはならない。
- (2) 下請契約を締結しようとするときは、工事の適切な施工を確保するため、建設産業における生産システム合理化指針を遵守し、下請業者の適切な選定、下請における雇用管理等への指導を行い元請・下請関係の合理化に努めなければならない。
- (3) 下請契約は、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した契約書で締結することとし、下請代金の設定等について元請と下請が対等の立場で協議し、決定したうえで、契約を行うよう努めなければならない。
- (4) 下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を八潮市内に本店(建設業法に規定する主たる営業所を含む。)を有する者の中から選定するよう努めなければならない。
- (5) 下請契約を締結したときは、発注課所の請求に応じて下請負人通知書(別途指定の様式による。)を工事の発注課所に提出しなければならない。
- (6) 下請代金の支払いについては適正に行うとともに、関係者の間で、請負代金や賃金の不払い等が生じないよう十分配慮しなければならない。

3 建設資材納入業者との契約について

- (1) 建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害することのないよう公正な取引を確保するよう努めなければならない。
- (2) 工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方は八潮市内に本店を有する者の中から選定するよう努めるとともに、調達する工事材料は埼玉県産とするよう努めなければならない。

4 労働基準及び労働災害の防止等について

建設労働者等の雇用に当たっては、適正な賃金の支払をはじめ、労働者の健康の保持、適正な労働時間等による労働条件の改善に留意するとともに、労働災害の防止には、特段の注意を払い、必要な対策を講じなければならない。

なお、八潮市の公共工事については、農林水産省及び国土交通省が公共工事の工事費積算に用いるための公共工事設計労務単価(2省協定労務単価)に基づく埼玉県単価表等により積算していることから、この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払いについて配慮するよう努めなければならない。

5 ダンプトラック等による過積載の防止について

工事の施工に当たって、工事資材等の運搬については過積載を行わないよう、また、過積載を行っていると思われる資材納入業者から資材の納入を受けないなどの必要な措置をとるよう努めなければならない。

6 ディーゼル車規制に適合した車両の使用について

工事の施工に当たって、工事現場で使用し、又は使用させる自動車(資機材等の搬出入を含む)は、ディーゼル車以外の自動車(ガソリン車、天然ガス車、LPG車等)又は埼玉県生活環境保全条例に適合するディーゼル車としなければならない。

7 不正軽油使用の禁止について

工事現場で使用し、又は使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む)並びに建設機械等の燃料として、地方税法(昭

和25年法律第226号)及び埼玉県生活環境保全条例に違反する軽油等を使用してはならない。

8 アイドリング・ストップの遵守について

工事現場で使用し、又は使用させる自動車(資機材等の搬出入を含む)は、駐停車時にアイドリング・ストップを行わなければならない。(作業用の附属装置等の動力としてエンジンを使用する場合を除く)

9 建設業退職金共済制度への加入等について

- (1) 建設業退職金共済制度の対象となる労働者を使用する場合は、勤労者退職金共済機構に加入して証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付しなければならない。
- (2) 1件あたりの請負金額が500万円以上の工事請負契約を締結した場合は、勤労者退職金共済機構の発注者用掛金収納書を貼付した建設業退職金共済証紙購入状況報告書(別途指定の様式による。)を契約締結後1ヶ月以内に発注課所に提出しなければならない。1件あたりの請負金額が500万円未満の工事請負契約を締結した場合についても、共済証紙の購入及び貼付に努めなければならない。
- (3) 工事の一部を下請に付する場合は、下請業者に対して、本制度を説明するとともに、掛金相当額を下請代金中に算入、又は共済証紙を交付するなどして、本制度の促進に努めなければならない。
- (4) 建設業退職金共済証紙購入状況報告書を発注課所に提出した受注者は、請け負った工事が完成した時は、自らが雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績及び下請業者が雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績を、建設業退職金共済証紙貼付実績報告書(別途指定の様式による。)により発注課所に提出しなければならない。
- (5) 工事請負契約を締結した業者は、建設業退職金共済事業本部都道府県支部から「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識(シール)の交付を受け、現場事務所等に掲示し、対象となる労働者への周知を図らなければならない。

10 技術者の適正な配置について

工事の施工又はその他の業務の履行に当たっては、関係法令や入札公告等に定められた技術者を配置しなければならない。

11 CORINSへの登録について

請負者は、受注時又は変更時において請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報を登録しなければならない。

12 経営事項審査について

建設業法の規定により、一定の公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、経営事項審査を受けることが義務づけられている。経営事項審査を受けていない業者は八潮市発注の工事を元請として請け負うことができなくなる場合があるので、毎決算期ごとに必ず経営事項審査を受けなければならない。

13 その他について

- (1) 受注者は、八潮市委託契約約款に規定する再委託等の禁止に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 契約の履行に当たっては、本市の監督員の指示等に従い適正に履行しなければならない。
- (3) 入札金額見積内訳書の提出を求められた場合は、提出しなければならない。